

共生社会を目指すための条例における論議事項（案）

◆条例の基本理念、意義・目的

I 条例の基本理念

ポイント

- 1 条例の骨格として基本理念をどうデザインするか
- 2 「滋賀らしさ」はどういったことが想定されるか

条例の骨格として基本理念をどうデザインするか

他県条例の主な基本理念

- ・個人の尊厳の尊重
- ・社会参加の機会の確保
- ・地域における共生
- ・意思疎通手段の選択機会の確保
- ・交流と学び合いの必要性
- ・一方的な非難、制裁の否定
- ・性別、年齢など複合的な差別要因への配慮

■主な基本理念比較表

	熊本県	長崎県	沖縄県	京都府	奈良県	岐阜県	大分県
個人の尊厳	○	○	○	○	○	○	○
社会参加	○	○		○	○	○	○
地域共生	○	○		○	○	○	○
意志疎通				○	○	○	○
交流・学び合い		○		○	○		
一方的非難		○					
性別・年齢				○			○

論点の例

- ① 主な基本理念比較表に掲げる項目をどこまで盛り込むか。
- ② 7項目以外に新たに盛り込むべき要素はあるか。
- ③ 「一方的非難・制裁の回避」については、差別解消の目的が共生社会の実現（相互理解）であることを踏まえ、過度な権利主張や一方的な思想弾圧等に至らないよう歯止めをかける点で重要な要素ではないか。

II 条例の意義・目的

ポイント

- 1 「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」をどのように規定するか
- 2 県の施策、責務をどこまで条例で規定するのか

1 「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」をどのように規定するのか

各法律における障害者の定義

法律	定義
障害者基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害 ・ 知的障害 ・ 精神障害（発達障害を含む。） ・ その他の心身の機能障害 これらの障害や社会的障壁（※）により、日常生活を送るのに継続的に相当な制限を受ける状態にある者 ※社会的障壁とは、社会生活を送る上で妨げとなる社会的制度、慣行、観念などすべてのものを指す。
障害者差別解消法	同上
障害者雇用促進法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害 ・ 知的障害 ・ 精神障害（発達障害を含む。） ・ その他の心身の機能障害 これらの障害により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者
障害者総合支援法	18歳以上の <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者（身体障害者福祉法） ・ 知的障害者（知的障害者福祉法） ・ 精神障害者※（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律） ・ 治療方法が確立していない疾病、特殊の疾病のうち、障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者 ※発達障害者（発達障害者支援法）を含み、知的障害者（知的障害者福祉法）を除く。

障害の社会モデル

障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方

「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」とは？

【既存の制度だけでは対応しづらい分野の例】

- ・ ひきこもり
- ・ ダブルケア
- ・ こどもの貧困
- ・ LGBT . . .

論点の例

- ① 従来からの「障害」の概念を捉え直し、「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」を対象とすべきか。
- ② 対象範囲を広げる場合、その対象をどこまで広げ、どのように定めるのか。

【主な規定事項と障害者および「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」の範囲イメージ】

主な規定事項 \ 範囲	障害者差別解消法で定める障害者	ひきこもり	ダブルケア	子どもの貧困	LGBT	・・・
1 基本理念	○					
2 差別の禁止	○					
3 合理的配慮の提供	○					
4 差別を受けた場合の解決の仕組み	○					
5 県の施策、責務	○					

2 県の施策、責務をどこまで条例で規定するのか

障害者差別の解消に特化（法の補完）した条例、または障害者差別の解消のほか障害者施策の推進等に関する条例いずれにするか

他府県の状況

「障害者差別の解消に特化した条例」：茨城県、富山県、愛知県、奈良県等

「障害者施策の推進に関する条例」：北海道、岩手県、京都府、沖縄県等

※大阪府は障害者差別解消法第14条「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」、第15条「啓発活動」の実施に関する事項のみを条例化している。

差別禁止以外の主な施策（共生社会の実現に向けた施策）

- ・ 交流の推進
- ・ 雇用就労の促進、雇用の場の拡大
- ・ 文化芸術活動の推進、文化芸術活動等に参加できる環境整備
- ・ 教育の充実 ・ 住環境の整備
- ・ 社会参加活動の推進 ・ 地域生活の支援
- ・ 意志疎通手段の確保

論点の例

- ① 障害者差別解消法の補完のみならず、障害者権利条約や障害者基本法の理念を踏まえた、県としての障害者施策の骨格をなす基本条例とすべきか。
- ② 具体的な県の施策は「差別禁止以外の主な施策」の例のように分野別に規定すべきか。
- ③ 他府県条例で規定している施策以外の規定すべき施策はあるか。

※その他

- ・ 他の県条例（滋賀県人権尊重の社会づくり条例、だれもが住みたくなる福祉しがのまちづくり条例）との役割分担を考慮する必要がある。

◆障害者差別解消法の補完

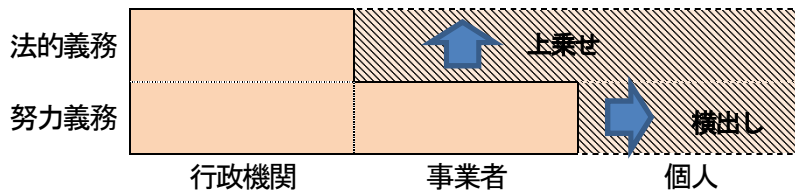
I 条例による上乗せ・横出し

ポイント

- 1 障害者差別解消法による義務（民間事業者）を強化するか（上乗せ）
- 2 障害者差別解消法による規制の対象（行政機関・民間事業者）の範囲を広げるか（横出し）

■行政機関・事業者には課される義務

		不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の 不提供の禁止
行政機関	サービス提供	法的義務	法的義務
	雇用・就業	法的義務	法的義務
事業者	サービス提供	法的義務	努力義務
	雇用・就業	法的義務	法的義務



他府県の状況

	千葉県	長崎県	愛知県	京都府	奈良県	鹿児島県
合理的配慮の義務化(※1)	有	有	県のみ	府のみ	有	無
規制の対象	何人も	何人も	県事業者	府事業者	何人も	何人も

(※1) 事業者に対して合理的配慮を法的義務としている場合は「有」

※条例を制定している24道府県のうち、「上乗せ・横出し」の両方を行っているのは9県
岩手、茨城、千葉、富山、奈良、愛媛、長崎、大分、沖縄

論点の例

- ① 上乗せ・横出しのない「理念型条例」では条例制定の意義が乏しいのでは？
- ② 上乗せにより、事業者による合理的配慮の提供の実効性が増すのでは？
→ 一方で、求められる配慮は様々であり、企業規模等によっても異なるものであるため、一律的で過度な規制は避けるべきか？
- ③ 横出しにより、所管省庁が不明確な分野（ex 自治会）、個人も知事の権限で対応できるのでは？
→ 個人については思想・信条の自由、結社の自由等に抵触する可能性があり、より慎重な判断と仕組みが必要では？

II 障害を理由とする差別の定義

ポイント

- 1 障害を理由とする差別をどのように定義するか
- 2 差別の範囲に「間接差別（関連差別含む）」、「障害者間差別」を含めるか

参考

「間接差別」：外形的には中立の基準、規則、慣行であってもそれが適用されることにより結果的に他者に比較し不利益が生じる場合

ex) マイカー通勤禁止という就業規則により公共交通機関を利用できない障害のある者が排除される場合

「関連差別」：障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限等の異なる取扱いがなされる場合

ex) 車いすを使用していることを理由に入店を拒否する場合

論点の例

- ① 障害者差別解消法では「障害者間差別」、「間接差別（関連差別含む）」は対象とならないのでは？
→ 一方で、内閣府等が作成しているパンフレット等において、「正当な理由なく、車いすを使用していることを理由に入店を拒否すること」は不当な差別的取扱いに当たり得るとしているため間接差別も対象となるような事例となっている。
- ② 差別の範囲を明らかにするために定義すべきか。また、定義をする場合どのように定義するのか。

Ⅲ 差別を受けた場合の解決の仕組み

ポイント

- 1 条例制定済の他府県同様の「助言、あっせん」の仕組みを設けるか
- 2 「助言、あっせん」の仕組みを設けた場合、実効性をどう担保するか

他府県の状況

条例を制定している 24 道府県中

- ・相談体制の仕組み 22 府県
- ・調停・あっせん 21 道府県（事業者のみまたは差別のみを含む。）
- ・勧告 20 道府県（事業者のみまたは差別のみを含む。）
- ・公表 18 道府県（事業者のみまたは差別のみを含む。）

が解決の仕組みを設けている。

参 考

「障害者差別解消法 第 14 条」

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(H27.2 内閣府)

第 5. 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備（抜粋）

…(略)法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、…

「障害者差別解消法 第 12 条（抜粋）」

主務大臣は、…(略)、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

※障害者差別解消法施行令により、各事業法等において、その事業者に対する監督権限に属する事務を地方公共団体の長等が行うこととされているときは、障害者差別解消法第 12 条に規定する主務大臣の監督権限に属する事務についても、併せて地方公共団体の長等が行うこととされている。

論点の例

- ① 法務局の人権救済制度の活用では不十分か？
- ② 実効性を担保するために「指導、勧告、公表」が考えられるが、法第 12 条の権限（事業分野によっては知事に指導監督権限あり）と重複しないか？
→ 一方で主務大臣が不明確な事業分野等への対応が可能となるのでは？
- ③ 条例により個人による行為等を規制の対象とした場合（横出し）、当該個人も「指導、勧告、公表」の対象とするのか？
- ④ 指導、勧告、公表を行う場合、その協議会はどのような組織にするか。
- ⑤ 相談員はどのような形で配置するか。(ex 広域相談員←地域相談員、各圏域に相談員を配置、県庁内に相談員を配置 etc)